

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2016-3064

(P2016-3064A)

(43) 公開日 平成28年1月12日(2016.1.12)

(51) Int. Cl.	F I	テーマコード (参考)
B 6 5 D 47/08 (2006.01)	B 6 5 D 47/08	A 3 E 0 6 2
B 6 5 D 47/20 (2006.01)	B 6 5 D 47/20	Q 3 E 0 8 4
B 6 5 D 23/00 (2006.01)	B 6 5 D 23/00	E
B 6 5 D 23/08 (2006.01)	B 6 5 D 23/06	Z

審査請求 有 請求項の数 12 O L (全 10 頁)

(21) 出願番号 特願2015-119419 (P2015-119419)
 (22) 出願日 平成27年6月12日 (2015. 6. 12)
 (31) 優先権主張番号 14/303, 162
 (32) 優先日 平成26年6月12日 (2014. 6. 12)
 (33) 優先権主張国 米国 (US)

(71) 出願人 591038831
 ダート インダストリーズ インコーポレ
 イテッド
 アメリカ合衆国 フロリダ州 3 2 8 3 7
 オーランド サウス オレンジ ブロッ
 ソムトレイル 1 4 9 0 1
 (74) 代理人 100092093
 弁理士 辻居 幸一
 (74) 代理人 100082005
 弁理士 熊倉 禎男
 (74) 代理人 100088694
 弁理士 弟子丸 健
 (74) 代理人 100103609
 弁理士 井野 砂里

最終頁に続く

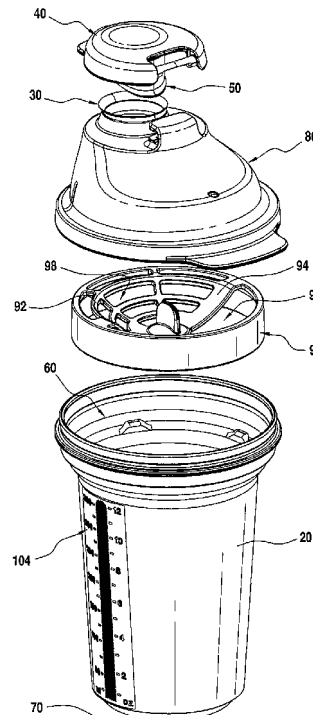
(54) 【発明の名称】防滴型注ぎ口付き容器

(57) 【要約】

【課題】液体が滴となって制御の及ばない状態でぼたぼたと落ちるのを防止し、注ぎ口を閉じているキャップ上に存在するこの液体の滴をキャップの開放時に容器内に戻す。

【解決手段】本発明は、改良した特徴を備える容器(10)を提供する。この容器は、物質、例えば液体の量を計測するベースに設けられた一連の計量指標(104)を有する。カバー(80)も又、物質の量を計測する別の一連の逆さまの状態の計量指標(108)を有する。本発明は、同様に、例えば容器のカバーにも容器にも計量指標を設けることによって2又は3種類以上の液体又は乾燥成分を計量する計量器具を有する。計量器具は、2又は3種類以上の液体又は乾燥物質を計量する単一の計量器具であるのが良く、また、計量した物質を同一の計量器具内で互いに混合するよう構成されているのが良い。

【選択図】図2



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

防滴型注ぎ口を備えた容器であって、

流動可能な内容物を収容する容器を有し、前記容器は、前記内容物を前記容器から注ぎ出す注ぎ口を有し、

前記注ぎ口に近接して設けられたキャップを有し、前記キャップは、前記内容物が前記注ぎ口から注ぎ出されるのを前記キャップが阻止する閉じ位置を有し、前記キャップは、前記内容物を前記注ぎ口を経て前記容器から注ぎ出すことができる開き位置を有し、

前記キャップの内側フェースに設けられた案内器具を有し、前記案内器具は、前記キャップがその開き位置にあるとき、前記キャップ上の残留内容物を前記注ぎ口内に案内するよう構成されている、容器。

10

【請求項 2】

前記案内器具は、前記内側フェースから前記注ぎ口内に差し向けられる前記内容物を集めるための傾斜部分を備えた延長部を有する、請求項 1 記載の容器。

【請求項 3】

前記案内器具は、前記キャップが前記閉じ位置にあるとき、前記注ぎ口内に受け入れられるよう前記内側フェース上に配置され、前記案内器具の外側フェースは、この同一の閉じ位置にあるとき、前記注ぎ口の内壁内にぴったりと嵌まり込んで該内壁に密着するよう寸法決めされると共に形作られている、請求項 1 記載の容器。

【請求項 4】

前記容器は、

開口頂部を備えたベースを有し、

カバーが前記開口頂部に取り付けられて該開口頂部を覆い、

前記注ぎ口は、前記カバーに取り付けられた状態で設けられている、請求項 1 記載の容器。

20

【請求項 5】

一連の計量指標が前記ベースに設けられていてユーザが前記ベース内の内容物の量を計測することができるようになっており、

別の一連の計量指標が前記カバーに設けられていてユーザが前記カバーを用いて内容物の量を計測することができるようになっている、請求項 4 記載の容器。

30

【請求項 6】

前記キャップを前記閉じ位置から前記開き位置に動かすときに前記キャップがその開き位置を越えて動くのを阻止する停止部が設けられている、請求項 1 記載の容器。

【請求項 7】

前記停止部は、前記案内器具による前記注ぎ口中への残留内容物の案内を促進するために前記キャップをその開き位置に保持するよう構成されている、請求項 6 記載の容器。

【請求項 8】

計量器具であって、

物質を収容する容器を有し、前記容器は、開口頂部及び閉鎖端部を備えたベースを有し、

40

前記開口頂部を取り外し可能に覆って閉じるために設けられたカバーを有し、

ユーザが前記ベース内の物質の量を計測することができるよう前記ベースに設けられた一連の計量指標を有し、

ユーザが前記カバーを用いて物質の量を計測することができるよう前記カバーに設けられた別の一連の計量指標を有する、計量器具。

【請求項 9】

前記カバーは、前記カバーを用いて物質の量を計測するために前記別の一連の計量指標をユーザによって使用することができるよう前記ベースに対して動くことができる、請求項 8 記載の計量器具。

【請求項 10】

50

前記カバーは、ユーザが前記別の一連の計量指標を用いて物質の量を計測することができるよう前記ベースに取り外し可能に取り付けられている、請求項 8 記載の計量器具。

【請求項 1 1】

前記容器に設けられている前記一連の計量指標は、ユーザが前記ベース内の液体の量を測定することができるよう構成され、

前記別の一連の計量指標は、ユーザが前記カバーを用いて粒状物質の量を計測することができるよう構成されている、請求項 8 記載の計量器具。

【請求項 1 2】

注ぎ口が前記カバーに設けられており、前記計量器具内の或る量の物質をユーザによって前記注ぎ口から注ぎ出すことができるようになっている、請求項 1 1 記載の計量器具。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、一般に、小出し注ぎ口を備えた液体貯蔵容器に関する。特に、本発明は、液体及び/又は粒状物質、例えば粉末を受け入れるための容器であって、注ぎ口及び防滴型キャップを備えた容器に関する。この容器は、注ぎ口及び注ぎ口を開閉するためのキャップを有し、キャップは、キャップに付着した内容物の残留物（液体又は粉末）をキャップが開くときに注ぎ口中に差し向けて、キャップに付着している滴が容器の中へと入るようになるための、即ち、容器への望ましくない滴りを防止するためのドリップ案内を有する。更に、2種類の液体及び/又は粒状物質を計量する別々の計量器具を備えたフードシェーカに関する。

【0002】

本発明は、更に、液体及び粒状物質、例えば、粉末の量を計測するために使用できるユニットとして組み合わせられた2つの別々の混合器具から成る混合器具を含む。

【背景技術】

【0003】

注ぎ口を備えた容器が周知であり、注ぎ口を閉じるためのキャップを設けることも又周知である。例示としては、液体洗濯用洗剤容器、パンケーキシロップ容器又はビン、油（調理用、潤滑用等）容器、ソースビン（例えば、しょうゆ用）、乾燥粉末状スパイス容器等が挙げられる。本発明は、このような任意の使用に利用できるが、本発明をシェーカとの関連で説明する。シェーカ、例えばフードシェーカや混合器具が知られている。計量器具が一般に知られている。公知のフードシェーカは、ユーザが自分で、例えば別個の器具又は粉末のパケットを用いて、計量した液体と粉末の両方を注ぎ込む容器を有する。かかる公知の器具の全てには欠点があり、例えば使いにくいこと、クリーニングがしにくいこと、使い道が限られていることがある。幾つかの公知のシェーカは、液体と粉末の混合を助ける部品、例えば混合プロセスを促進するために、閉じられたシェーカ内で動き回る1つ又は2つ以上の混合ボールを有する。ユーザがベース内に入れる液体の液量を計測するためだけのためのベースが設けられた、公知のシェーカが存在する。幾つかのシェーカは、液体の種々の量を指示する指標線が設けられたベースを有する。

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0004】

本発明の目的は、先行技術の欠点を解決する防滴型キャップを備えた容器、例えばフードシェーカを提供することにある。

【0005】

本発明の別の目的は、使いやすく、ベース及びカバーを備えた使いやすい容器、例えばフードシェーカを提供することであり、この容器は、液体又は粉末を受け入れて計量するのに適しており、カバーは、液体又は粒状物質、例えば粉末を受け入れて計量するのに特に適している。

【0006】

本発明の別の目的は、液体と粉末を混合するための防滴型キャップを備えた容器、例えばフードシェーカを提供し、かかるフードシェーカは、フードシェーカの外部又は食品調理用表面への望ましくない滴りを減少させる。

【0007】

本発明の更に別の目的は、液体及び粒状物質、例えば粉末を計量してシェークするのに適している、かかる液体及び粉末を計量する多数個の計量器具を備えたフードシェーカを提供することにある。

【0008】

本発明の別の目的は、特に液体及び/又は粒状物質をそれぞれ計量するのに適した2つの別々の計量コンポーネントを有する計量器具を提供することにある。

10

【課題を解決するための手段】

【0009】

これらの目的及び他の目的は、改良した特徴を備えた防滴型キャップ付き容器及び計量器具によって達成される。

【0010】

以上要するに、本発明は、液体が滴となって、どうしようもない状態でぼたぼたと落ちるのを防止し、キャップを開いたときにキャップに付着している残留物が容器内に戻る防滴型キャップ付き容器に関する。

【0011】

本発明は、同様に、例えば容器のカバーにもベースにも計量指標を設けることによって2種類又は3種類以上の液体又は乾燥成分を計量する計量器具を含む。計量器具は、2種類又は3種類以上の液体又は乾燥物質を計量し、又、同じ測定器具内で計量された物質を互いに混合するよう構成されているのが良い単一の計量器具であるのが良い。

20

【0012】

相対的な用語、例えば、左、右、上及び下は、便宜上のものであるに過ぎず、本発明を限定するものではない。

【0013】

上述の本発明の目的及び特徴について図面を参照して詳細に説明し、図中、同一の参照符号は、同一の要素を示している。

【図面の簡単な説明】

30

【0014】

【図1】動作形態にある本発明の容器の正面を上から見た斜視図である。

【図2】図1の容器の分解組立て図である。

【図3】図1の容器の平面図である。

【図4】図3の4-4線矢視断面図であり、キャップがその閉じ位置にある状態を示す図である。

【図5】図4に類似した断面図であり、キャップがその開き位置にある状態を示す図である。

【図6】図4のキャップの閉じ位置の詳細図である。

【図7】図5のキャップの開き位置の詳細図である。

40

【図8】図4の8-8線矢視拡大断面図である。

【図9】カバーが物質を計量するための動作位置にある状態を示す斜視図である。

【図10】キャップに付着した液体が案内器具によって容器中に差し向けられる状態を示す上から見た斜視図である。

【図11】容器が貯蔵位置にある状態を示す断面図である。

【発明を実施するための形態】

【0015】

図1～図11は、内容物を容器から注ぎ出すための注ぎ口30を備えた防滴型キャップ付きの容器10の一実施形態を示している。内容物は、液体、粒、粉末又はこれらの混合物であって良いが、注ぎ口から流れ出ることによる小出しが可能であるように流動可能で

50

あることが意図されている。

【0016】

容器10は、注ぎ口30のために設けられたキャップ40を有し、キャップ40は、物質が注ぎ口30から注ぎ出されるのをキャップが阻止する閉じ位置44と、物質を注ぎ口を経て容器10から注ぎ出すことができる開き位置48との間で回転する（代表的には、手動で）。

【0017】

同様に、キャップ40の内側フェース42には案内器具50が設けられている。図4に最も良く示されているように、案内器具50は、キャップが閉じ位置44にあるとき、注ぎ口30内に受け入れられるよう内側フェース42に取り付けられた状態で設けられている。さらに、案内器具50の外側フェースは、この同じ閉じ位置44にあるとき、注ぎ口30の内壁内にぴったりと嵌まり込んでこれら内壁に密着するよう寸法決めされると共に形付けられている。想定できるように、容器10を万一傾けると、注ぎ口に沿って上方に流れる可能性のある内容物は、実際に、案内器具50に沿って上方に流れ、しかる後キャップ40の内側フェース42に当たる（案内器具50の境界部内で）。したがって、容器が再び直立に配置されると、内側フェース42上に存在する残留液体内容物（又は粉末）55は、そのままであり、案内器具50の境界部内でのみ存在することになる。案内器具50は、キャップ40が開き位置48にあるとき、キャップに付着している残量液体（又は粉末）55の1つ又は2つ以上の滴51, 53を注ぎ口30内に案内し、それ故、容器20内に案内するよう構成されている。

【0018】

案内器具50は、内側フェース42から差し向けられた液体を注ぎ口30内に集める傾斜部分58を備えた延長部54を有するのが良い。特に、延長部54の自由縁は、キャップ40が開き位置48にあるとき、注ぎ口30の上方に配置されると共にこの注ぎ口の周囲内に配置されることになる。図5及び図10を参照して最も良く理解できるように、傾斜部分58は、液体55を更に案内して容器10内に差し向ける。液体55のうちの何割かは、図5に示されているように滴51, 53の形態で案内器具50からぼたぼたと落ちることになる。

【0019】

容器10は、単一のユニットであっても良く、或いは数個の部品で形成されても良い。図示のシェーカ実施形態では、容器10は、開口頂部60、延長部64, 66及び下端部70を備えたカップ形状のベース20としてカバー80と一緒に形成されており、カバー80は、容易に理解されるように、例えば容器10をシェークし、液体を注ぎ口30から注ぎ出して別の入れ物、例えばユーザのグラス内に注ぎ込むことによる混合の際、液体が容器10から失われることなく、使用中に液体を容器10内に保つよう開口頂部60に取り付けられてこれを覆うのが良い。カバー80は、周知のようにベース20に開口頂部60のところでしっかりと且つ密封的に取り付けられるのが良い。永続的な溶接、取り外し可能なねじ連結及び弾性溝シールは全て、カバーを固定するために使用される可能性のある具体例である。

【0020】

さらに、注ぎ口30は、以下に詳細に説明するように、使いやすくすると共にクリーニングしやすくするために図示のようにカバー80に取り付けられた状態で設けられるのが良いことが想定される。

【0021】

シェーカとしての容器10の多角性を高めるため、一連の計量指標104をベース20に設けるのが良く、ユーザは、所望量の液体又は確かに、液体と混ぜ合わされるべき粒物質、例えば粉末を計量することができるようになってきている。本発明の別の特徴として、カバー80は、ドーム状の形状を備えるのが良く、カバー80は、計量指標108を有するのが良い。これら計量指標108は、カバー80がそれ自体逆さまにされたときにこれら計量指標が役立つよう逆さまにされている。この場合、ユーザは、キャップ40を閉じ

10

20

30

40

50

或る特定の特徴及びサブコンビネーションが有用なものであり、他の特徴及び他のサブコンビネーションを参照しないでも採用できることは理解されよう。これは、特許請求の範囲の記載によって想定され、そしてこれは、特許請求の範囲に記載された本発明の範囲内にある。

【0029】

本発明の範囲から逸脱することなく本発明について考えられる多くの実施形態を想到できるので、本明細書に記載され又は添付の図面に示された全ての内容は、例示として解されるべきであり、本発明を限定する意味ではないことは理解されるべきである。

【符号の説明】

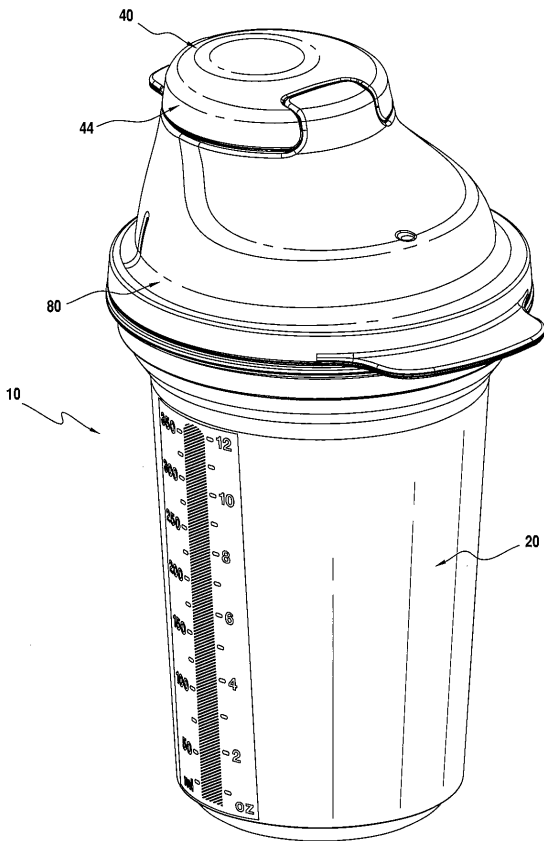
【0030】

- 10 容器
- 20 ベース
- 30 注ぎ口
- 40 キャップ
- 44 閉じ位置
- 48 開き位置
- 50 案内器具
- 51, 53 滴
- 80 カバー
- 90 混合器具
- 104, 108 計量指標

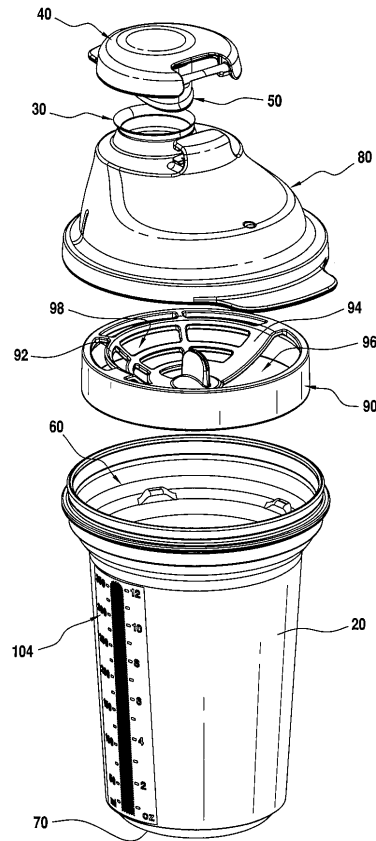
10

20

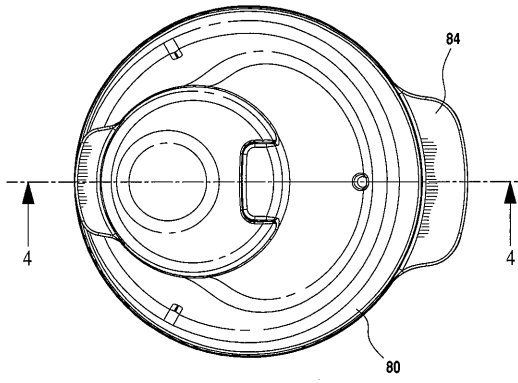
【図1】



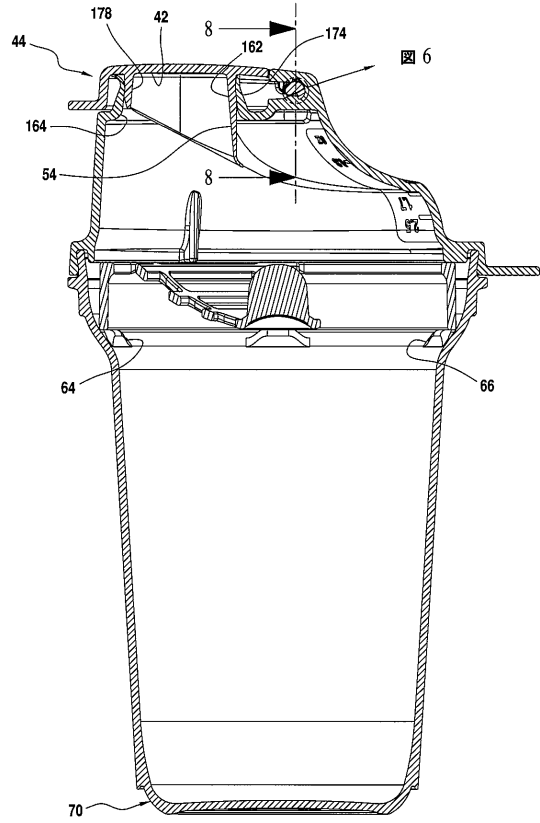
【図2】



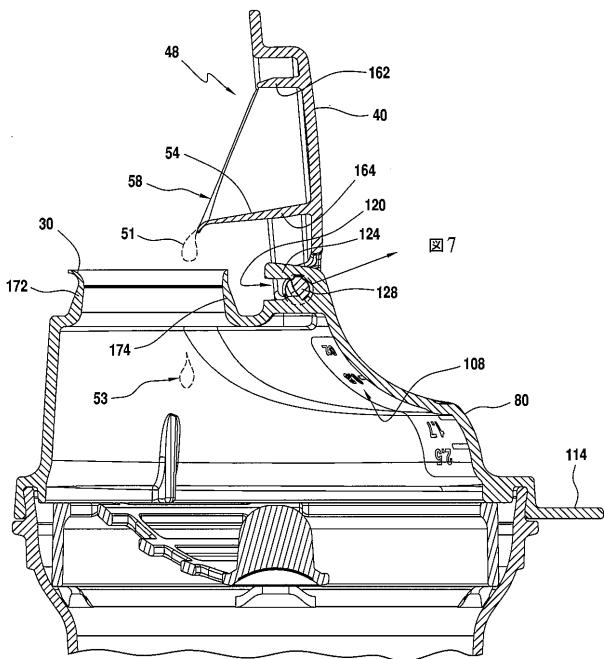
【 図 3 】



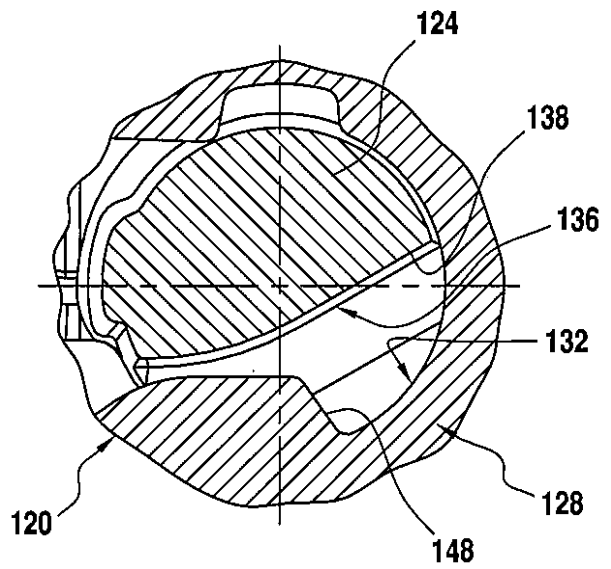
【 図 4 】



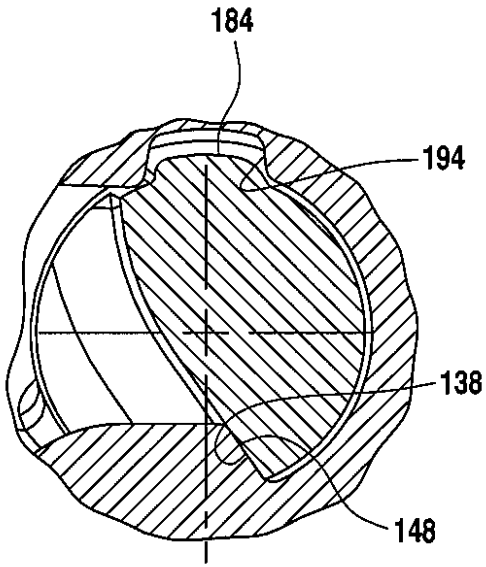
【 図 5 】



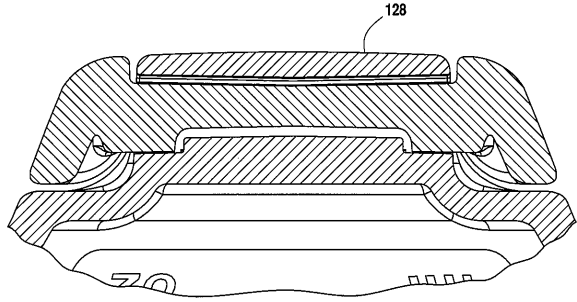
【 図 6 】



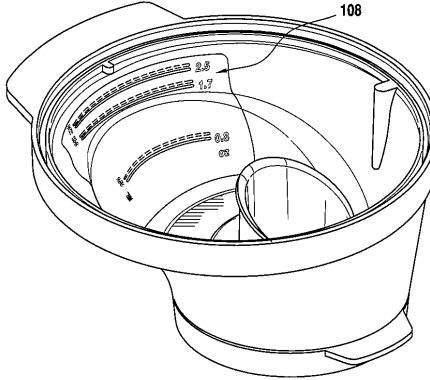
【 図 7 】



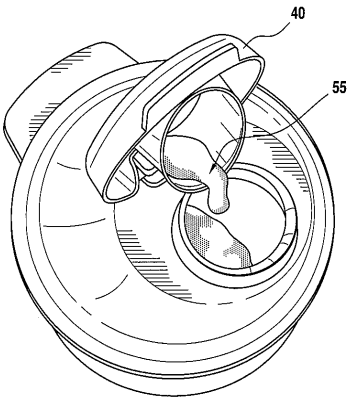
【 図 8 】



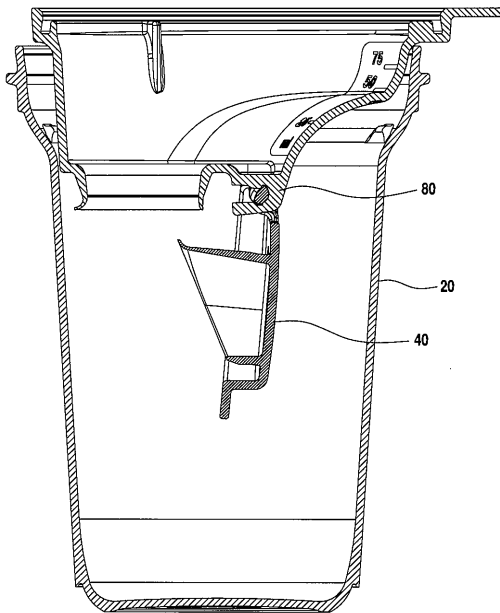
【 図 9 】



【 図 10 】



【 図 11 】



フロントページの続き

(74)代理人 100095898

弁理士 松下 満

(74)代理人 100098475

弁理士 倉澤 伊知郎

(72)発明者 ディミトリ エム セ ジ バケール

アメリカ合衆国 フロリダ州 3 2 8 3 7 オーランド サウス オレンジ ブロッセムトレイル
1 4 9 0 1

(72)発明者 クリス ショウケンス

アメリカ合衆国 フロリダ州 3 2 8 3 7 オーランド サウス オレンジ ブロッセムトレイル
1 4 9 0 1

(72)発明者 ロビジン ダフルー

アメリカ合衆国 フロリダ州 3 2 8 3 7 オーランド サウス オレンジ ブロッセムトレイル
1 4 9 0 1

F ターム(参考) 3E062 AA10 AB01 AB08 BB02 BB09 DA02 KA04 KB17 KC07

3E084 AA02 AA12 AB01 AB07 FA06 FC01 LE06 LF02